

令和元年 9 月 18 日

簡易水道事業に関する市職員逮捕事件再発防止調査特別委員会
委員長 紀室若男 様

簡易水道事業に関する市職員逮捕事件再発防止調査特別委員会調査部会
部会長 平山仁

簡易水道事業に関する市職員逮捕事件再発防止調査特別委員会 調査部会 調査報告書

簡易水道施設維持管理業務に絡み職員が収賄罪で起訴された事件を受けて、大船渡市議会 平成 31 年第 1 回定例会において、簡易水道事業に関する市職員逮捕事件再発防止調査特別委員会（以下「特別委員会」という。）が設置され、実質的な作業を行う調査部会が立ち上げられました。

調査部会では、設置されてから令和元年 8 月 29 日までの間に会議を 8 回開催し、関係職員から事情聴取を行うとともに、関係資料の提供を求め事実確認を進めてまいりました。

部会として本件にかかる一定の調査が終了しましたので、これらの経過と内容を報告し、次のとおり再発防止並びに信頼回復に向けた取組を提言いたします。

記

1 調査部会の設置

（１）設置目的 市職員の収賄事件の調査及び職員倫理の向上と再発防止並びに信頼回復に向けた対策を提言するため

（２）部会人数 5 人（定員 6 人）

部会長 平山 仁 副部会長 湊上 清
部会員 滝田松男 今野善信 船砥英久

（３）設置期間 設置目的の調査等が終了するまで

2 事件の概要

簡易水道事業所施設維持管理委託業務に伴う本郷浄水場の砂上・洗砂業務等の際、大船渡市都市整備部簡易水道事業所技監 亘理義政(以下「元技監」という。)が、株式会社佐々忠に対し独占的な随意契約を行い、見返りに平成 30 年 9 月 7 日、市内で同業者から現金 30 万円を受け取り、平成 31 年 1 月 17 日逮捕、同年 2 月 7 日起訴(収賄罪)され、同年 3 月 20 日初公判、令和元年 5 月 8 日第 2 回公判を経て、同年 5 月 30 日第 3 回公判で下記のとおり刑が確定した。

判決(盛岡地方裁判所) 求刑が懲役 1 年 6 か月、追徴金 30 万円に対し、
懲役 1 年 6 か月、追徴金 30 万円、執行猶予 3 年

3 事件の背景

被告人亘理義政は、大船渡市都市整備部簡易水道事業所技監として、同市が随意契約により発注する簡易水道施設の維持管理に伴うろ過砂上業務等につき、委託業者の選定等の職務に従事していたもの、被告人佐々木秀光は、水道施設工事請負等を業とする株式会社佐々忠の代表取締役であるが

第 1 被告人亘理は、平成 30 年 9 月 7 日、岩手県大船渡市所在の飲食店駐車場において、同市が随意契約により同年 8 月に発注して施工された本郷浄水場ろ過池砂上業務、緩速ろ過砂洗砂業務及び根白浄水場連絡道路修繕業務の委託業者の選定等に関し、前記佐々忠を委託業者として選定する有利かつ便宜な取り計らいを受けたことに対する謝礼及び今後も同様の取り計らいを受けたいとの趣旨の下に供用されるものであることを知りながら、前記佐々木から現金 30 万円の供与を受け、もって自己の職務に関して賄賂を収受し

第 2 被告人佐々木は、前記日時場所において、前記亘理に対し、前記趣旨の下に現金 30 万円を供与し、もって前記亘理の前記職務に関して賄賂を供与したものである。

(平成 31 年 2 月 7 日 盛岡地方検察庁発表 公訴事実の要旨の抜粋)

4 事件発生の原因

これまでの調査部会において、関係者や当局提出資料等を精査したところ、下記の理由により事件が発生したと考えられる。

第 1 には、公務員としての自覚や倫理観の欠如が、直接の原因となって事件を発生させたこと。

第 2 には、簡易水道業務や業者への対応を実質、元技監一人に担わせていた管理体制やチェック体制が十分機能していなかったこと。

第3には、少額随意契約における決裁書類の作成等を元技監一人が行い、事業の必要性・妥当性・緊急性をチェックする体制が十分機能していなかったこと。

第4には、簡易水道事業所内において、勤務態度等の問題発生が見受けられたにも関わらず指導、監督が不十分だったこと。

第5には、東日本大震災からの復興期においては、事業数が膨大で事業費が大きいものも多く、維持管理の少額随意契約で馴れ合いが生じたこと。

第6には、簡易水道事業における施設の維持管理について、包括的維持管理契約からその度毎に少額随意契約として発注したこと。

5 事件発生原因の事由について

第1の「公務員としての自覚や倫理観の欠如」については、本件にかかる公判検察調書にて述べられているように、常態的に不正な事務処理が行われていたことが明らかになっている。

立件された3件は、平成30年8月20日・24日・29日における砂上げや洗砂業務等であり、元技監は遊興費欲しさに計30万円を株式会社佐々忠から収賄したほか、平成29年4月から逮捕されるまでの1年8カ月に渡り、常態的に不正が行われ、約300万円に及ぶ金銭を受け取ってきたことは、公務員の自覚に欠け、倫理観が欠如した許しがたい行為である。

第2の「簡易水道業務や業者への対応を実質、元技監一人に担わせていた管理体制やチェック体制が十分機能していなかったこと」については、技術職と一般職の職員間の情報共有がなかったことに課題があったと思われる。

技術職に対し、技術的なことに口を挟んではいけないとの思いと信頼し任せていたことがヒヤリングで聞き取れた。

しかし、長きに渡り、同じ業者が繰り返し受注してきたことに疑問を感じなかったことや、書類上、体裁が整っていることから適正な書類として処理、支払いが成されてきたことは今後の大きな教訓とすべきである。

いずれ、勤務態度も含め特異な職員が当市における少額随意契約の仕組みを熟知した上で、一人で業者への対応を担ってきた体制が存続してきたことが事件を増長させた感否めず、簡易水道事業所内から疑問が上がらなかったことは極めて遺憾である。

第3の「少額随意契約における決裁書類の作成等を元技監一人が行い、事業の必要性・妥当性・緊急性をチェックする体制が十分機能していなかったこと」で透明性に欠けていたことについては、必要な書類が整っていたことから、表面上の不備はなく、発注額が50万円未満の少額随意契約のため、財政課による支出負担行為伺の合議を受けることなく、支払いされる状態が長く続いていたものと考えられる。

なお、贈賄側から捻出された約 300 万円は、市が発注する工事費に盛りこんでいたものか、つまり、本来必要な業務であったか、発注価格が適正であったかについては、部会として掴むことが出来なかった。

前述のとおり、1 年 8 カ月に渡り不適切な状態が続いていたものの、元技監が一人で事業の必要性を判断し、起案、仕様書の作成の他、見積書や請求書まで作成していたことで、回議されたものの、その決裁過程でチェックすることができなかったことは大きな課題である。

一方で、簡易水道事業維持管理業務における洗砂・砂上げ業務は平成 24 年から株式会社佐々忠が 100%の受注実績であり、その見積もりの相手方先については、B 事業者が 100%であること、水道管維持管理業務については、C 業者・D 業者で 100%の受注実績であり、その見積もりの相手方先については、C 業者は D 業者、D 業者は C 業者が 100%であり、このように固定化された状態が長く続いていることは、改善すべき事項と考える。

第 4 の「簡易水道事業所内において、勤務態度等の課題発生が見受けられたにも関わらず指導、監督が不十分だったこと」については、以前から外出が多く、外出する際には、行先や時間等を知らせない場合もあったこと、また、議会の答弁等によると直属の上司からの指導にも従わず、問題行動が存在したことが確認された。

加えて、威嚇的な発言や態度によって、職場内で注意できるような環境ではなかったことがヒヤリングの際に聞かれた。

本来は、仄聞について記載すべきことではないが、市民の多くから同趣旨の発言が聞かれたところである。

このような環境は、普通の状態ではないが、長年に渡り続いているとすれば、ガバナンスやマネジメント不足であり、トップの管理者は全く知らされなかったと議会答弁していることから、副市長以下の事務方の管理体制を強化する必要性を感じる。

第 5 の「東日本大震災からの復興期においては、事業数が膨大で事業費が大きいものも多く、維持管理の少額随意契約で馴れ合いが生じたこと」については、復興事業は、事業数も膨大で金額も大きく、市長が先頭に立ち職員一丸となって「復興」を進めていることは、我々議会も市民も承知をしているところである。

一方で、元技監が簡易水道係長として簡易水道業務に平成 22 年から携わっており、第 3 の事由で述べているように、洗砂や砂上げ業務については、震災翌年の平成 24 年から不適切な状態が続いていると考えられることから、意識的に 50 万円未満の少額随意契約を使って不正が繰り返されたと推測される。

また、簡易水道事業は、水道管の漏水などの緊急性を伴う事業も多いことから、すぐに対応出来る業者の存在は重要であり、そのことで必然的に地域性も発生したと考えられる。

さらに、復興事業期において、多くの業者が受注額の大きい事業に取り組む中で、少額な工事を受注する業者の存在も重要であったものの、結果として、施設維持管理における少額随意契約については、業者との馴れ合いが続き、元技監が直接業者と発注のやり取りを行ったこと、自身が見積書等の作成を業者に代わり出来る立場であったことが原因の一つと思われる。

第6の「簡易水道事業における施設の維持管理について、包括的維持管理契約からその度毎に少額随意契約として発注したこと」については、平成19年から包括的管理契約を結んだA事業者が平成22年に業務不能となったことから、一件毎の随意契約となり、単価契約から一日単位の契約に変更された。この結果、一概に比較は出来ないものの洗砂や砂上げ業務が一件平均14万円から約30万円と倍の金額になっている。

また、平成22年に元技監が簡易水道係長となってからは、少額随意契約において、平成23年に5社程度の取引があるものの、平成24年以降は施設の維持管理業務、水道管管理業務も3社に固定されている。

今後、施設の維持管理については、珪藻や温度上昇等の緊急を要する事業についても管理人等の定期的な見回りや報告、計器による警報、作業実施期間等の条件把握が出来ることに加え、これまでもある程度定期的な発注を行ってきたことから、年間の維持管理契約に加え、競争入札を検討する必要がある。

6 市議会からの申入れに対する取組状況

(1) 職員逮捕に伴い、平成31年1月17日、議会から以下の7項目について、当局に申入れを行い、実施状況について報告を都度に求めるとともに、7月29日には現在の取組状況について、当局からの説明を受け、検証を行った。

- ① 事件の徹底解明
- ② 警察への捜査協力
- ③ 職員の綱紀粛正
- ④ 再発防止
- ⑤ 市民への情報開示
- ⑥ 職員に対するケア
- ⑦ 今後とも遅滞無く、議会に情報を報告すること

(2) 市当局提示の再発防止策についての部会検討

これまで市当局から再発防止策について、①組織マネジメントに関する改善、②人事体制に関する改善、③業務システムに関する改善の大きく3項目、18の小項目にわたる改善策が議会に提示され、その項目は下記のとおりである。

- ① 組織マネジメントに関する改善
 - (ア) 公益通報制度の創設
 - (イ) 「懲戒処分の指針」の市民及び職員に対する公表
 - (ウ) 文書の適正処理及び適正管理
 - (エ) 秘匿性の高い回議書類の適正管理
 - (オ) 事務室へのあいさつのみの事業者訪問等の立入を原則禁止
- ② 人事体制に関する改善
 - (ア) 長期滞留の弊害を意識した適切な人事異動
 - (イ) 倫理研修の定期的な実施
 - (ウ) コンプライアンス研修の定期的な実施
 - (エ) 組織マネジメント研修の定期的な実施
 - (オ) 財務事務研修の定期的な実施
 - (カ) 風通しの良い職場づくりの実施
- ③ 業務システムに関する改善
 - (ア) 随意契約事務のマニュアル、チェックリストの作成
 - (イ) 随意契約に関する業者選定理由の厳格化と決裁による業者選定
 - (ウ) 随意契約に関して競争性と適正価格の確認できる手法の確実な実施
 - (エ) 委託工事の抜き打ちによる執行状況確認検査
 - (オ) 設計や積算、見積もり内容など複数チェック体制の構築
 - (カ) 委託工事については年度途中に一覧化
 - (キ) 契約履行確認、検収等の厳格化と責任の明確化

以上の項目について、調査部会で検討した結果、

- ① 公益通報制度については、機能することが重要であることから、庁内、庁外に受付先を設置することに加え、秘匿性を担保すること
 - ② 長期的に特定部署へ在職することは専門性を有し、事務の効率化に資する一方で、業者と馴れ合いが発生しうる懸念があることから、一層の研修実施や指導などで、職員の法令遵守の徹底に取り組むこと
 - ③ 上司の職場環境づくりに対する体制の強化を行うこと
 - ④ 課内で回議する資料の明確なルールづくりや複数人による確認の徹底、事務職と技術職の連携による事務の効率化や類似する業務の連携、職員と業者との関係について監視する体制を構築すること
- 以上の意見が出されたことから、対応を求めたい。

7 調査部会からの再発防止策

調査部会でこれまで調査した内容や市当局からの再発防止策等を検討した結果、下記のとおり、再発防止策を提案する。

- (1) 簡易水道事業所と水道事業所の統合を視野に、業務体制や財務内容の強化を図るとともに透明性を確保すること
- (2) (1) の統合に至るまでの間については、簡易水道事業所長を兼務としないこと
- (3) 事務職と技術職の連携を強化し、効率化と透明性を確保すること
- (4) 更なる透明性の確保を図る必要があることから、簡易水道事業における維持管理業務については、少額随意契約から年間委託契約とし、競争入札の検討を深めること
- (5) 透明性の確保を図る必要があることから、少額随意契約の場合には、実施伺いや施工伺い、入札や見積もり合わせ、支出負担行為伺い、発注・内容確認等の事務処理は複数人で確認する体制を構築し、少額随意契約の受注状況について公表すること
また、事業実施については、起案の段階でその必要性や適正価格を十分協議し、写真の添付など事務処理に必要な書類の明確化とルールづくりを行うこと
- (6) 見積書等に押印する会社印について、不正が発生したことからチェック体制を構築すること
- (7) 不正な事案が発生した場合の指名停止期間の期限を延長すること
- (8) 上司の監督に従わない者に対しては、複数で指導する体制を構築するなど、管理体制の強化策を図ること
- (9) 水道事業の場合には漏水など緊急性を伴う対応について、見積もり合わせを事前に行うことが出来ないことから、見積書を工夫するとともに事業実施後の受注内容について公表すること
- (10) 簡易水道事業所と水道事業所で使用する資材については、同一の単価表を用い、効率性を高めること

8 信頼回復に向けて

この度、当市で発生した市職員による委託事業の便宜を図ることで金銭を受領するという収賄事件は、刑法や地方公務員法に抵触する犯罪行為であり、公務員に対する市民からの信頼を大きく失墜させた。

今後、我々が職責を全うするためには議会、当局・職員が一丸となって再発防止に取り組まなければならない。

行政は、許認可や発注業務が存在するため、元技監自身が権力を持っているがごとく錯覚に陥ったことが事件発生原因の一つであり、改めて、職務権限を持つ管理職をはじめ職員は公僕としての立場を深く再認識すべきである。

復興期という特殊事情において、莫大な事業に追われるなかで、少額随意契約という委託事業を熟知した元技監の犯行は、冒頭陳述や検察陳述によると、常態的に不正が行なわれ、約 300 万円の金銭を元技監は受け取っていたことが明らかになり、改めて悪質さを指摘せざるを得ない。

また、元技監が一人で事業の必要性を判断し、起案、仕様書の作成の他、見積書や請求書まで自身が作成し、その書類に関して特段チェックを行うことなく、長年に渡り疑問を持たなかった職場環境についても強く改善を求めたい。

結果として、ヒヤリング等の聴き取りでも、元技監が起案したこと等に対して口を挟めなかった、作成した書類について写真等の添付書類のルールが明確ではなかった、作成された書類を回議したものの疑問を感じなかった、50 万円未満の契約について財政課では詳細を知ることがなかったことから、文書管理のあり方についても改善を求めたい。

特にも、簡易水道事業維持管理業務における砂上げ・洗砂業務は平成 24 年から株式会社佐々忠が 100%の受注実績であり、その見積もりの相手方先についても固定化されていたこと、水道管維持管理業務についても、受注業者とその見積もりの相手方先も固定化されており、この状態を職場が長年見過ごして来たことは、事件発生の理由の一つである。

したがって、各種事務事業の再点検を行い、再びこのような事件を繰り返さないよう、時宜にかなった検証と改善を重ねるとともに、今回の不祥事を契機に市長以下、全ての職員が倫理観を醸成し、市民の信頼回復に努め、公正で透明性のある市民本位の行政を実現していくことを大船渡市議会として強く求めるものである。

9 特別委員会及び調査部会の活動経過

年月日	会議等	内 容
平成 31 年 3 月 22 日	特別委員会	・簡易水道事業に関する市職員逮捕事件再発防止調査特別委員会の設置 ・閉会中の継続調査の申出 ・簡易水道事業に関する市職員逮捕事件再発防止調査特別委員会設置要綱の制定 ・調査部会員の選任
	調査部会	・正副部会長の互選
平成 31 年 4 月 8 日	第 1 回調査部会	・調査部会の運営方針等 (調査部会の目的や権限等、今後の進め方)

平成 31 年 4 月 23 日	第 2 回調査部会	・再発防止に係る現状把握 (少額随意契約の概要、簡易水道事業所技監の職務及び権限、本来の業務委託の方法と問題点、その他現状把握すべき事項) ＊当局出席者 6 名 (総務部長、都市整備部長、簡易水道事業所長、総務課長、財政課長、簡易水道事業所技監)
令和元年 5 月 8 日	第 3 回調査部会	・再発防止に係る現状把握 (第 2 回部会における論点整理)
令和元年 5 月 24 日	第 4 回調査部会	・再発防止に係る現状把握 (簡易水道施設維持管理業務委託内容の現地視察、簡易水道施設維持管理業務委託の比較検討) ＊当局出席者 2 名 (簡易水道事業所長、簡易水道事業所技監)
令和元年 6 月 4 日	第 5 回調査部会	・再発防止に係る現状把握 (第 4 回部会における論点整理とスケジュール確認)
令和元年 6 月 25 日	特別委員会	・調査部会の現状報告 (平成 31 年 4 月 8 日から令和元年 6 月 4 日までの 5 回分)
令和元年 7 月 29 日	第 6 回調査部会	・再発防止に係る現状把握 (立件された委託業務における事務処理上の問題点) ・再発防止策 (市議会からの申入れに対する対応状況) ＊当局出席者 6 名 (総務部長、都市整備部長、簡易水道事業所長、総務課長、財政課長、簡易水道事業所技監)
令和元年 8 月 8 日	第 7 回調査部会	・当局提言に係る再発防止策 (調査報告書案の検討)
令和元年 8 月 29 日	第 8 回調査部会	・当局提言に係る再発防止策 (調査報告書案の検討)